諸外国における雇用分野におけるセクシュアルハラスメント防止対策・ハラスメント防止対策に関する取組について(未定稿)

	アメリカ	EU		・ハラスメント防止対策に関する収組について(木		ランス	ドイツ	
対策の根拠法	明文規定なし ※ 公民権法第7編第703条で禁止する性別を理由とした差別にセクシュアルハラスメントが含まれると解釈。 ※ EEOC(雇用機会均等委員会)ガイドライン	雇用及び職業における男女の機会均等及び均 等待遇の原則の実施に関する指令(Directive 2006/54/EC) 職場のハラスメント及び暴力に関する欧州枠に 協約(2007)※ ※ 欧州の労使団体間で合意した自律的な協約	祖 平等法(2010年)	ハラスメントからの保護法(1997年) ※ 労働分野に限っておらず、事業主のみが対象となるものではない。	労働法典	刑法典 ※ 労働分野に限っておらず、事業主のみが対象となるものではない。	一般均等待遇法(2006年)	労働者の幸福に関する1996年8月4日の法律
セクシュアルハラ スメントに関する 定義	示的であれ、黙示的であれ、個人の雇用条件を形成する場合、②個人によるこのような行為への服従又は拒絶が、その個人に影響する雇用上の決定の基礎として用いられる場合、③このような行為が、個人の職務遂行を不当に阻害し、又は脅迫、敵意、若しくは不快な労	人間の尊厳を侵害する目的を持つ、またはそ うした効果を伴う、あらゆる形の好ましくない、 わいせつな言葉、言葉以外の行為、または身 体に接触するなどの行為が発生する場合。特 に、威圧的、敵対的、下劣で侮辱的又は不快な 環境を作り出している場合	〇平等法 第26条 保護特性(年齢、障害、ジェンダー、人種、宗教・信条、性・性的指向)に関して望まれない行為を行い、また尊厳を侵害するまたは脅迫的、敵対的、屈辱的、攻撃的な環境を創出する場合は、ハラスメントに当たる。ただし、被行為者の認識、状況、合理性をもって判断しなければならない		厳を侵害する、又はその者に対して威圧定、敵対的若しくは無礼な状況を作る、性的な暗示の	〇刑法典 第222-33条 セクシュアルハラスメントは、ある人に対して、 その下劣的若しくは屈辱的な性質の故に他人 の尊厳を侵害し、又は脅迫的、敵対的、若しく は不快な状況を創りだす、性的性質を有する言葉又は行動を、反復的に課す行為 行為者本人又は第三者のために、性的性質 を有する行為を得ることを真実又は外見的な目 的として、重大な圧力形態を行使する行為は、 反復性の有無を問わず、セクシュアルハラスメ ントとみなす	セクシュアルハラスメントは、望まれない性的な言動、すなわち、望まれない性的な行為及び要求、性的な身体接触、性的な内容の発言並びにわいせつ図画の望まれない提示および掲示も含むその言動が、相手の尊厳を侵害する	〇労働者の幸福に関する1996年8月4日の法律第32条の3(3) 職場のセクシュアルハラスメント:性的意味合いを持つ望ましくない言語的、非言語的又は身体的な行動であり、その目標又は結果が人の尊厳を傷つけ、若しくは脅迫的、敵対的、侮辱的または有害な環境を生み出すもの
セクシュアルハラ スメントに対する 規制等	※ 被害者は、EEOC(雇用機会均等委員会)に対し救済を申し立てることができる。行為者/事業主は、民事訴訟上の責めを負う。	〇雇用及び職業における男女の機会均等及び 均等待遇の原則の実施に関する指令 (Directive 2006/54/EC) 第2条(2)(a) 性別ハラスメント及びセクシュアルハラスメント並びにこれらの行為に対する拒絶や服従を理由とする不利益待遇は差別とされる 第26条 国内法等に則り、使用者及び職業訓練機会の担当者が職場、雇用へのアクセス、職業訓練におけるあらゆる形の性差別、特に性別ハラスメントとセクシュアルハラスメントの効果的な防止策を講じることが奨励される	〇平等法 第40条 雇用主が被雇用者、求職者にハラスメントを 行うことの禁止	〇ハラスメントからの保護法 第1条 ハラスメントを行うことの禁止 第2条 ハラスメントを行った者には刑事罰が科せられる 第3条 ハラスメントは損害賠償請求や差止命令など 民事救済の対象になり、差止命令に違反した 場合、刑事罰を科せられる	と又は担合したことを理由とする不利益収扱い を受けることの禁止 第L.1153-5条	差別罪)	〇一般均等待遇法 第7条 就業者が不利益待遇を受けることの禁止 第12条 不利益待遇を防止するための必要な措置をと る義務	シュアルハラスメントを防止するために必要な 措置を取る 第32条の6 雇用者は社内又は外部に防止アドバイザー
ハラスメントに関する定義	明文規定なし ※EEOCにおいて、ハラスメントは公民権法第7 編、年齢差別法、アメリカ障害者法など差別を 禁止するそれぞれの規定に違反する差別の一 類型であることが示されている。	〇職場のハラスメント及び暴力に関する欧州組協約(2007) 第3条 (1) ハラスメント・暴力は、管理職や労働者(尊厳を犯し、その健康を害し、または敵対的な 職場環境を作りだすことを目的または結果として、一人または複数人の管理職または労働者 によって遂行されうる (2) ハラスメントは一人または複数人の労働者または管理職が職場に関わる環境の中で約 り返しかつ意図的に虐待され、脅迫されまたに 屈辱を受ける場合に生ずる (3) 暴力は一人または複数人の労働者または管理職が職場に関わる環境の中で暴行を対しる場合に生ずる	〇平等法 第26条 保護特性(年齢、障害、ジェンダー、人種、宗教・信条、性・性的指向)に関して望まれない行為を行い、また尊厳を侵害するまたは脅迫的、敵対的、屈辱的、攻撃的な環境を創出する場合は、ハラスメントに当たる。ただし、被行為者の認識、状況、合理性をもって判断しなければならない	〒 、 第7条(2) - 不安を感じさせること、困惑の原因となること f も含まれる	第L.1152-1条 被用者の権利及び尊厳を侵害し身体的若しく は精神的健康を害し、又は将来の職業上の地	〇刑法典 第222-33-2条 人のその権利及び尊厳を侵害し、身体的若し くは精神的健康を害し、又は将来の職業上の 地位を危うくするおそれのある労働条件の劣悪 化を目的とする、又はそうした劣悪化の効果を 及ぼす反復的な言葉又は行為により他者に嫌 がらせをする行為(モラルハラスメント)	由と関連する望まれない行為が、相手の尊厳	〇労働者の幸福に関する1996年8月4日の法律第32条の3(2) 職場のハラスメント:事業の内外又は組織内において、特定の期間に行われる、特に言葉、脅迫、行為、身振り又は一方的なコミュニケーションによって現れる、人格、尊厳若しくは肉体的又は心理的な統合性を損なうことを目的とする、労働者が仕事の遂行中に影響を受ける、その労働者の地位が危険にさらされる若しくは脅迫的、敵対的、侮辱的又は卑劣な環境が生み出される間違った行為
ハラスメントに対する規制等	明文規定なし ※EEOCにおいて、差別禁止に関する法令の紹介、教育、事例紹介等の周知啓発が行われている。	〇職場のハラスメント及び暴力に関する欧州組協約(2007) 第4条 (2)企業はハラスメント・暴力が生じたときにとられるべき手続き(非公式な局面を含む)を示した上で、ハラスメント・暴力が許されないことを明確に宣言する必要がある (3)企業の手続きには、関係者のプライバシーの保護や公正な取扱い等の要素が考慮れる (4)、(5)加害者と被害者に対する適切な措置が講じられる	明 〇平等法 第40条 雇用主が被雇用者、求職者にハラスメントを 行うことの禁止	れる	第L.1152-4条 使用者は、モラルハラスメントを防止するため	〇刑法典 第222-33-2条 モラルハラスメントには、2年の拘禁及び3万 ユーロの罰金	〇一般均等待遇法 第7条 就業者が不利益待遇を受けることの禁止 第12条 不利益待遇を防止するための必要な措置をと る義務 第15条 使用者は不利益待遇の禁止に対する違反が ある場合には損害賠償義務を負う(違反が使 用者の責めにきすべきでない場合には、この限 りではない)	シュアルハラスメントを防止するために必要な 措置を取る 第32条の6 雇用者は社内又は外部に防止アドバイザー
 <出典> (全般) 厚生労働省第123回均等	等分科会資料(平成25年2月)	【イギリス】 https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2010/15/contents https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1997/40/contents	【ベルギー】 http://www.employment.belgium.be/defaultTab.aspx?id=55					

厚生労働省第123回均等分科会資料(平成25年2月) 【アメリカ】 https://www.eeoc.gov/laws/statutes/titlevii.cfm https://www.eeoc.gov/eeoc/newsroom/wysk/preventing-workplace-harassment.cfm https://www.eeoc.gov/laws/types/harassment.cfm 【EU】 https://eur-lev.europa.eu/legal-content/FN/TXT/2uri=celey%3A32006L0054

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32006L0054 https://www.etuc.org/en/framework-agreement-harassment-and-violence-work

https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2010/15/contents https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1997/40/contents http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h23kokusai/12-eng1.html

「フランス】
https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006072050&dateTexte=20180927
https://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006070719
[ドイツ】

http://www.gesetze-im-internet.de/englisch_agg/englisch_agg.html#p0013